

2024 年度電気事業監査の結果について

電力・ガス取引監視等委員会

電気事業法第 105 条及び電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第 21 条の規定に基づき、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者及び送電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）（23 社）に対して実施した 2024 度の監査結果の概要は以下のとおり。

1. 監査の目的

監査は、電気事業の公益性に鑑み、電気事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等の規定に照らして電気事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もって電気の利用者の利益を保護するとともに、電気事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、2024 年度監査における重点監査項目は以下のとおり。

- ・一般送配電事業者においては、毎年、送配電業務に関連し、小売電気事業者や発電事業者との間における託送料金に係る誤算定等の事案が発生し、原因究明、再発防止策等を各社が実施しているところ。2023 年度においても、託送料金に係る誤算定等の事案が発生し、そのうち、インバランス料金単価の誤算定に伴いインバランス料金の再精算が生じた事案が発生した。このため、2024 年度監査においても、引き続き、再発防止に向けた各社の取組状況を確認する観点から、当該事業者の再発防止策の実施状況等、「約款の運用等」を重点的に確認した。
- ・一般送配電事業者の情報漏えい事案を受け、2022 年度以降の体制整備等に関する監査では、情報管理に関する監査を強化し、2023 年度監査においては、一般送配電事業者及び送電事業者に対し、以下の点を確認した。
 - ①ID/パスワードの管理状況や非公開情報の管理の用に供するシステム（以下「システム」という。）に係るアクセスログの保存状況等の確認
 - ②人事異動によりシステムへのアクセス権限がなくなった職員がシステムにログインできないことの確認
 - ③人事異動によりシステムへのアクセス権限が即座に切り替わる仕組みとなっているかの確認
 - ④3 日分のアクセスログを指定した上で、システムへのアクセス権限のない者が利用していないことの確認

2024 年度監査においては、2023 年度監査の結果を踏まえ、上述の確認を継続することに加え、外部の事業者に作業を委託することにより、「3 日分のシステムへのアクセスログを指定した上で、当該システムへのアクセス権限のない者が利用していないことの確認」について、アクセスログの指定期間を 3 日間分から 1 ヶ月分に大幅に拡充し、アクセスログ

と操作ログの分析を行った。

また、2024 年 4 月 1 日に施行された電気事業法施行規則及び適正な電力取引についての指針の改正内容を遵守しているか、具体的には以下の事項を確認した。

一般送配電事業者が、

- ①特定された者以外の者が非公開情報を入手したことがないかどうかを確認するため、定期的にアクセスログの解析を実施しているか
 - ②管理部門等の設置、従業員が遵守すべき規程及びマニュアルの整備並びに不法行為防止措置を実施しているか
 - ③不法行為を早期に発見し、必要な調査及び対応を行う体制整備の構築をしているか
- さらに、一般送配電事業者の特定関係事業者（みなし小売電気事業者に限る。）が、当該一般送配電事業者の保有する非公開情報を、当該特定関係事業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の業務において利用していないか

2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として 2023 事業年度の一般送配電事業者等の業務及び経理の状況を対象に、2024 年度中に実施したもの。

3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員が実施した。

電気事業法第 106 条第 3 項及び改正法附則第 25 条の 2 第 1 項の規定により、一般送配電事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、電気事業法第 107 条第 2 項及び改正法附則第 25 条の 3 第 1 項の規定に基づき、一般送配電事業者等の事務所等における現地立入監査を実施するとともに、オンライン監査及び書面監査を実施した。

【一般送配電事業者等】

監 査 実 施 部 局	本 省	北海道	東 北	関 東	中 部	北 陸
被監査事業者数	23	—	—	—	—	—
現地立入監査実施箇所数	21	—	—	—	—	—
オンライン監査実施数	18	—	—	—	—	—
書面監査実施数	2	—	—	—	—	—
監 査 実 施 部 局	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄	合 計
被監査事業者数	—	—	—	—	—	23
現地立入監査実施箇所数	—	—	—	—	—	21
オンライン監査実施数	—	—	—	—	—	18
書面監査実施数	—	—	—	—	—	2

※ 現地立入監査実施箇所数、オンライン監査実施数及び書面監査実施数は、同一事業者について「現地立入監査とオンライン監査」及び「オンライン監査と書面監査」を

実施している場合にはそれぞれの数を計上しているため、被監査事業者数の合計とは一致しない。

4. 監査の内容

①約款の運用等に関する監査

一般送配電事業者が行う託送供給等約款、最終保障供給約款及び離島供給約款の運用、送電事業者が行う振替供給に係る料金その他の供給条件の運用並びにみなし小売電気事業者が行う特定小売供給約款の運用に関する事項

②財務諸表に関する監査

電気事業会計規則（昭和 40 年通商産業省令第 57 号）で定めるところに従って一般送配電事業者等が行う会計の整理に関する事項

③部門別収支に関する監査

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成 28 年経済産業省令第 45 号）で定めるところに従ってみなし小売電気事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

④託送供給等収支に関する監査

電気事業託送供給等収支計算規則（平成 18 年経済産業省令第 2 号）で定めるところに従って一般送配電事業者が行う託送供給等収支の計算に関する事項及び送電事業者が行う振替供給等収支の計算に関する事項

⑤託送供給等に伴う禁止行為に関する監査

電気事業法第 22 条の 3 及び第 23 条並びに同法第 27 条の 11 の 3 及び第 27 条の 11 の 4 の規定に基づく情報の目的外利用の禁止に関する事項

⑥体制整備等に関する監査

電気事業法第 23 条の 4（同法第 27 条の 12 において準用する場合を含む。）の規定に基づく体制整備等に関する事項

⑦その他必要な事項に関する監査

電気事業法第 23 条の 3 第 1 項第 2 号の規定に基づく電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する事項

5. 一般送配電事業者等の監査の結果

2024 年度において実施した監査の結果、9 事業者において 19 件の指摘事項があった。こ

れについては、電気事業法第 66 条の 12 及び改正法附則第 25 条の 6 の規定に基づく一般送配電事業者等に対する勧告並びに電気事業法第 66 条の 13 及び改正法附則第 25 条の 7 の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、所要の指導を行った。

なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

		件数
① 約款の運用等に関する監査 ＜例＞ ・接続検討の回答期限の超過		2
② 財務諸表に関する監査		—
③ 部門別収支に関する監査 ＜例＞ ・一般管理費の配賦率の算定誤り		1
④ 託送供給等収支に関する監査 ＜例＞ ・エリアインバランス量の算定誤りによるインバランス対応取引費用・収益の算定誤り等		5
⑤ 託送供給等に伴う禁止行為に関する監査		—
⑥ 体制整備等に関する監査 ＜例＞ ・システムについて、後任者は前任者のID・パスワードを変更（権利剥奪）することなく、前任者のものを使用継続していた。 ・人事異動とシステムが連動していない利用者の当該システムへのアクセス権限について、異動日までに剥奪されていなかった。また、当該異動日から権限が剥奪されるまでの間に、業務の引き継ぎとしてシステムにアクセスしていた。なお、情報漏えいには至っていない。 ・システムの一部について、抽出したログが省令で定める期間保存されていなかった。 ・みなし小売電気事業者と同居しているビルに設置されているサテライトオフィスは一送と小売の社員が利用できる状態であり、物理的隔絶が確保されていなかった。		11 ※
⑦ その他必要な事項に関する監査		—
合 計		19

※令和 6 年度委託事業分を含む

関 係 条 文

○電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）〔抜粋〕

（勧告）

第六十六条の十二 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項から第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項若しくは第十三項又は第百七条第二項、第三項、第六項、第七項、第九項若しくは第十項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者又は第百三条の二第二項に規定する届出者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 （略）

第六十六条の十三 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項から第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項若しくは第十三項又は第百七条第二項、第三項、第六項、第七項、第九項若しくは第十項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 （略）

（監査）

第百五条 経済産業大臣は、毎年、一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

第百六条 （略）

2 （略）

3 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

4～13 （略）

（立入検査）

第百七条 （略）

2 経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(権限の委任)

第百十四条 経済産業大臣は、第百六条第三項及び第八項、同条第十二項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに同条第十三項並びに第百七条第二項及び第六項、同条第九項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに同条第十項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）並びに第百六条第四項及び第五項並びに第百七条第三項の規定による権限を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第百五条、第百六条第九項及び第十項並びに第百七条第七項の規定による権限並びに第百六条第三項及び第八項並びに同条第十二項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに第百七条第二項及び第六項並びに同条第九項（卸電力取引所に係るものに限る。）の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

4 (略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

6 (略)

○電気事業法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第七二号）〔抜粋〕

(小売電気事業の登録等に関する経過措置)

附則第二条 (略)

2 前項の規定により新電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者（以下「みなし小売電気事業者」という。）は、施行日から起算して一月以内に新電気事業法第二条の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

3～5 (略)

(監査)

附則第二十一条 経済産業大臣は、みなし小売電気事業者が附則第十六条第一項の義務を負う間、毎年、みなし小売電気事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

(報告の徴収)

附則第二十五条の二 経済産業大臣は、附則第十六条から第十九条まで及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし小売電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

2 (略)

(立入検査)

附則第二十五条の三 経済産業大臣は、附則第十六条から第十九条まで及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、みなし小売電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～4 (略)

附則第二十五条の六 委員会は、附則第二十五条の十第一項又は第二項の規定により委任された附則第二十一条、第二十五条の二又は第二十五条の三第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなし小売電気事業者又はみなし登録特定送配電事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 (略)

附則第二十五条の七 委員会は、附則第二十五条の十第一項又は第二項の規定により委任された附則第二十一条、第二十五条の二又は第二十五条の三第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(権限の委任)

附則第二十五条の十 経済産業大臣は、附則第二十五条の二並びに第二十五条の三第一項及び第二項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第二十一条の規定による権限並びに第二十五条の二並びに第二十五条の三第一項及び第二項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

4 (略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

6 (略)

2024年度電気事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	約款の運用等	供給側接続検討の回答期間超過	社内の工程管理不足により、託送供給等約款で定められている回答期間を超過した。	託送供給等約款に定められている適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 (供給側接続事前検討の検討期間)
2	約款の運用等	供給側接続検討の回答期間超過	社内の工程管理不足により、託送供給等約款で定められている回答期間を超過した。	託送供給等約款に定められている適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 (供給側接続事前検討の検討期間)
3	部門別収支	一般管理費における普及開発関係費及び附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)の配賦率の算定誤り	一般管理費における普及開発関係費及び附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)については、各部門費用比により各部門に配賦することとなるが、当該配賦率の算定を誤った。	一般管理費における普及開発関係費及び附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)は、みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表第3に基づき、各部門費用比により各部門に正確に配賦したものを部門別収支計算書に記載すべきである。	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 別表第3
4	託送供給収支	三次調整力①及び三次調整力②の算定誤り	三次調整力①及び三次調整力②について算定を誤った。 (事業者自らが検出した誤りで、次年度収支で補正計上する。)	三次調整力①(託送収支対象)と三次調整力②(託送収支対象外)は、電気事業託送供給等収支計算規則別表第1第2項に基づき、正確に算定したものを送配電部門収支計算書に記載すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第2項
5	託送供給収支	エリアインバランス量の算定誤り	エリアインバランス量の算定を誤った。 (事業者自らが検出した誤りで、次年度収支で補正計上する。)	エリアインバランス量は、電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第9項に基づき、正確に算定したものをインバランス等収支計算書に記載すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第9項
6	託送供給収支	インバランス収支算定上の30分V1単価の算定誤り	インバランス収支算定上の30分V1単価について算定を誤った。 (事業者自らが検出した誤りで、次年度収支で補正計上する。)	インバランス対応取引費用は、電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第9項に基づき、正確に算定したものをインバランス等収支計算書に記載すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第9項

2024年度電気事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
7	託送供給収支	誤った送配電部門収支計算書、インバンス等収支計算書の公表	インバンス対応取引費用・収益について算定結果を誤った。	インバンス対応取引費用・収益は、電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第1項及び第2項に基づき、正確に算定したものを送配電部門収支計算書、インバンス等収支計算書に記載すべきである。(訂正後の送配電部門収支計算書等は公表済み。)	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第1項及び第2項
8	託送供給収支	託送収支の算定誤り	送配電部門に係る他社購入電源費について控除すべき費用が控除できていなかった。	送配電部門に係る他社購入電源費は、電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第2項に基づき、正確に算定したものを送配電部門収支計算書に記載すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第2項
9	体制整備等	人事異動に伴うID、PWの変更不作為について	非公開情報管理システムについて、後任者は前任者のID、PWを変更（権限剥奪）することなく、前任者のものを使用継続していた。また、これにより前任者も当該システムにアクセス可能な状態であった。なお、前任者が異動後に当該ID・PWを使つてのアクセスはない。	電気事業法施行規則第44条の1第3第1項第2号ロのとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則規則第44条の1第3第1項第2号ロ
10	体制整備等	情報管理システムのアクセス権限の管理不備	非公開情報の管理の用に供するシステムにおいて、人事異動と当該システムが連動していない利用者のシステムへのアクセス権限について、当該権限のある者が否か直ちに特定できない状態であった。	電気事業法施行規則第33条の1第1項第2号イ、ロ、ハ及び電気事業法施行規則第33条の1第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の1第1項第2号イ、ロ、ハ 電気事業法施行規則第33条の1第2項
11	体制整備等	情報管理システムのログの保存の不備	非公開情報の管理の用に供するシステムの一部において、利用者が入手した非公開情報の内容が特定できない状態であった。	電気事業法施行規則第33条の1第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の1第2項
12	体制整備等	情報管理システムのログの保存の不備	非公開情報の管理の用に供するシステムの一部について、抽出したログが省令で定める期間保存されていなかった。	電気事業法施行規則第33条の1第1項第2号ロ及び電気事業法施行規則第33条の1第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の1第1項第2号ロ 電気事業法施行規則第33条の1第2項
13	体制整備等	情報管理システムのアクセス権限の管理不備	非公開情報の管理の用に供する社外向け申込システムにおいて、電気工事店等のシステム利用者へ発行されたIDと利用者の対応関係を、直ちに特定できない状態であった。	電気事業法施行規則第33条の1第1項第2号イ、ロ、ハ及び電気事業法施行規則第33条の1第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の1第1項第2号イ、ロ、ハ 電気事業法施行規則第33条の1第2項

2024年度電気事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
14	体制整備等	情報管理システムのアクセス権限の管理不備	非公開情報の管理の用に供するシステムにおいて、人事異動と当該システムが連動していない利用者の当該システムへのアクセス権限について、異動日までに剥奪されていなかった。 また、当該異動日から権限が剥奪されるまでの間に、業務の引継ぎとして非公開情報にアクセスしていた。なお、情報漏えいには至っていない。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号イのとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号イ
15	体制整備等	物理的隔絶の不備	みなし小売電気事業者と同居しているビルに設置されているサテライトオフィスは両社の社員が利用できる状態であり物理的隔絶が確保されていなかった。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第1号のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第1号
16	体制整備等	情報管理システムの共有IDの貸し出し記録の不備 (電力市場監視機能強化等事業)	非公開情報の管理の用に供するシステムについて、日々入れ替わりのある人員の利用のため、利用者に対し、当該システムにアクセスできる共有IDを貸し出ししているが、一部の利用者に係る貸し出し記録の記載漏れがあった。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ及び電気事業法施行規則第33条の15第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ 電気事業法施行規則第33条の15第2項
17	体制整備等	情報管理システムの共有IDの貸し出し記録の不備 (電力市場監視機能強化等事業)	非公開情報の管理の用に供するシステムについて、災害訓練で利用するために社員に対し、当該システムにアクセスできる共有IDを貸し出ししているが、一部に貸し出し記録の記載漏れがあった。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ及び電気事業法施行規則第33条の15第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ 電気事業法施行規則第33条の15第2項
18	体制整備等	情報管理システムの共有IDの貸し出し記録の不備 (電力市場監視機能強化等事業)	非公開情報の管理の用に供するシステムについて、災害非常時等に利用するため、利用者に対し、当該システムにアクセスできる共有IDを貸し出ししているが、一部の利用者に係る貸し出し記録の記載漏れがあった。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ及び電気事業法施行規則第33条の15第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ 電気事業法施行規則第33条の15第2項
19	体制整備等	情報管理システムのIDの貸し出し記録の不備 (電力市場監視機能強化等事業)	非公開情報の管理の用に供するシステムのアクセス権限について、社員の組織コード変更のため、一時的に共有IDを貸し出したが、一部の利用者に係る利用記録の記載漏れがあった。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ及び電気事業法施行規則第33条の15第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ 電気事業法施行規則第33条の15第2項